



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示	
○ 沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付規程を廃止する告示（青少年・児童家庭課）	1
○ 民有保安林の指定の解除（森林緑地課）	1
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）	1
○ 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）	2
○ 開発行為に関する工事の完了・5件（南部土木事務所）	3
監査委員事項	
○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	4
海区漁業調整委員会事項	
○ 漁業法に基づく指示事項	4
正 誤	
○ 平成25年3月31日付け公報号外第17号中訂正	10

## 告 示

### 沖縄県告示第383号

沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成25年6月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付規程を廃止する告示

沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付規程（昭和49年沖縄県告示第441号）は、廃止する。

#### 附 則

この告示は、平成25年6月25日から施行する。

### 沖縄県告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年6月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 沖縄市美里四丁目2039番2、2039番3、2039番4、2039番9、2039番13、2060番3、2060番4、2096番2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年8月10日まで縦覧に供する。

平成25年6月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Make Smileプロジェクト
- 3 代表者の氏名 加藤潤
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市字江洲17番地丸清アパート102
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちがお金をかけずにサッカーに接する機会を与えることで、スポーツ教育による子どもたちの健全な育成を目的とする。その手段として、地元の企業と連携し関連商品を販売し、その収益を無料サッカー教室やサッカーイベントの開催等に充てるとともに、その経済活動によって地域活性・地域振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年8月11日まで縦覧に供する。

平成25年6月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Next Action Project
- 3 代表者の氏名 洲鎌武夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納288番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、住民及び各種団体、企業並びに行政を支援し、観光・インフラ・福祉などを通したまちづくりに関する事業を通して、人々の生活向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年6月25日から同年10月25日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成25年6月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンフティーマ 宜野湾市普天間二丁目14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ティ・エム・オ普天間 宜野湾市普天間二丁目14番1号 代表取締役社長 與那覇務
- 3 届出年月日 平成25年6月5日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 6月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 6月26日 沖縄県指令南土第893号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字平良158番26及び318番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城1007番地55 我如古源
- 5 検査済証番号 平成25年 4月25日 N第393号
- 6 工事完了年月日 平成25年 4月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 6月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 6月14日 沖縄県指令南土第856号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平781番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平916番地 島添徳次
- 5 検査済証番号 平成25年 4月30日 N第394号
- 6 工事完了年月日 平成25年 4月 3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 6月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 9月 9日 沖縄県指令南土第936号、平成24年 7月 3日 沖縄県指令南土第937号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数64番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里739番地の3 シャトルしょうりゅう 4-R号 上原 勇樹
- 5 検査済証番号 平成25年 5月 1日 N第395号
- 6 工事完了年月日 平成25年 4月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 6月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 1月 9日 沖縄県指令南土第 5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷659番 3ほか10筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、上水道及び下水道
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市普天間二丁目1番6号 株式会社松樹 代表取締役 島田義徳
- 5 検査済証番号 平成25年5月13日 N第396号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年6月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月5日 沖縄県指令南土第966号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城287番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志二丁目11番20号コーポテラス志真志 I 303 比嘉盛雄
- 5 検査済証番号 平成25年5月13日 N第397号
- 6 工事完了年月日 平成25年3月29日

### 監 査 委 員 事 項

**沖縄県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月25日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	池	修

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
宮尾徹	那覇市宇栄原1丁目15番11-1号
西端裕子	豊見城市宇豊崎1番地1160ディアフラッツ豊崎611号
田村ゆかり	那覇市泉崎2丁目9番地2ともよせビル201
高橋大地	那覇市小祿1丁目18番32号ピソヒラソル201
城間博	西原町字徳佐田159番地の7

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成25年6月26日から平成26年3月31日まで

### 海区漁業調整委員会事項

**沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号**

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年6月25日

## 沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

## (採捕の制限)

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、第2に掲げる者が、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

## (承認の対象者)

第2 第1のただし書の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 試験・研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) 特に必要と認められる者

## (承認申請)

第3 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第2の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

## (捕獲頭数)

第4 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第2の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合はこの限りでない。

## (大きさの制限)

第5 第2の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、直甲長70センチメートルを越える大きさのタイマイを採捕してはならない。

## (雌のウミガメの採捕禁止)

第6 第2の第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、雌のウミガメを採捕してはならない。

## (承認内容の変更)

第7 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

## (承認証の再交付)

第8 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

## (承認証の交付)

第9 委員会は、第1のただし書の規定若しくは第7の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第2の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第5号様式、第2の第3号に規定する者は第6号様式）を交付する。

## (承認証の携帯)

第10 承認を受けた者は、ウミガメを採捕しようとする場合は、第9に規定する承認証（以下「承認証」という。）を携帯しなければならない。

## (廃止届の提出)

第11 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

## (報告書の提出義務)

第12 承認を受けた者は、次に掲げる期間のウミガメの採捕状況を、それぞれ次に定める期限までに、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会へ提出しなければならない。

- (1) 8月から12月までの採捕状況 翌年の1月15日
- (2) 1月から5月までの採捕状況 同年の6月15日

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第13 承認を受けた者は、第12の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第12に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

（所持及び販売の禁止）

第14 何人も第1のただし書の承認を受けずに採捕されたウミガメ（当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、平成25年7月1日から平成26年6月30日までとする。

第1号様式（第3関係）

ウミガメ採捕承認申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量  
アオウミガメ 頭 アカウミガメ 頭 タイマイ 頭
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
  - (4) 所有者氏名：
- 7 試験研究等の計画内容

第2号様式（第3関係）

ウミガメ採捕承認申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量  
アオウミガメ 頭 アカウミガメ 頭 タイマイ 頭  
(うち展示用販売 頭)
- 2 採捕区域

- 3 採捕期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
  - (4) 所有者氏名：
- 6 陸揚港

第3号様式（第7関係）

ウミガメ採捕承認変更申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式（第8関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失又は毀損した年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失又は毀損した理由

第5号様式（第9関係）

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証  
住所

	氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあつては、名称 及び代表者の氏名</span>
<p>1 採捕するウミガメの種類及び数量  アオウミガメ 頭 アカウミガメ 頭 タイマイ 頭</p> <p>2 採捕区域</p> <p>3 採捕期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名</p> <p>5 使用する船舶  (1) 船名：  (2) 漁船登録番号：  (3) 総トン数：</p> <p>6 承認期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>7 制限又は条件</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>沖縄海区漁業調整委員会  会長 山川 義昭 印</p>	

第6号様式（第9関係）

	承認番号 沖調K第 号
<p>ウミガメ採捕承認証</p> <p>住所</p> <p>氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人にあつては、名称 及び代表者の氏名</span></p>	
<p>1 採捕するウミガメの種類及び数量  アオウミガメ 頭 アカウミガメ 頭 タイマイ 頭  （うち展示用販売 頭）</p> <p>2 採捕区域</p> <p>3 採捕期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>4 使用する船舶  (1) 船名：  (2) 漁船登録番号：  (3) 総トン数：</p> <p>5 承認期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>6 制限又は条件</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>沖縄海区漁業調整委員会  会長 山川 義昭 印</p>	

第7号様式（第11関係）

	ウミガメ採捕廃止届書
平成 年 月 日	
<p>沖縄海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p>	



氏名 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を  
廃止したので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 廃止年月日 平成   年   月   日
- 3 廃止理由
- 4 添付書類 ウミガメ採捕承認証（別添）

第8号様式（第12関係）

ウミガメ採捕報告書

平成   年   月   日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示25第2号に基づくウミガメの採捕の承認について、平成   年8月～  
12月（1月～5月）のウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号
- 2 主な採捕場所
- 3 主な採捕方法
- 4 採捕状況 別紙のとおり  
（試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。）

別紙（第8号様式関係）

ウミガメの採捕状況

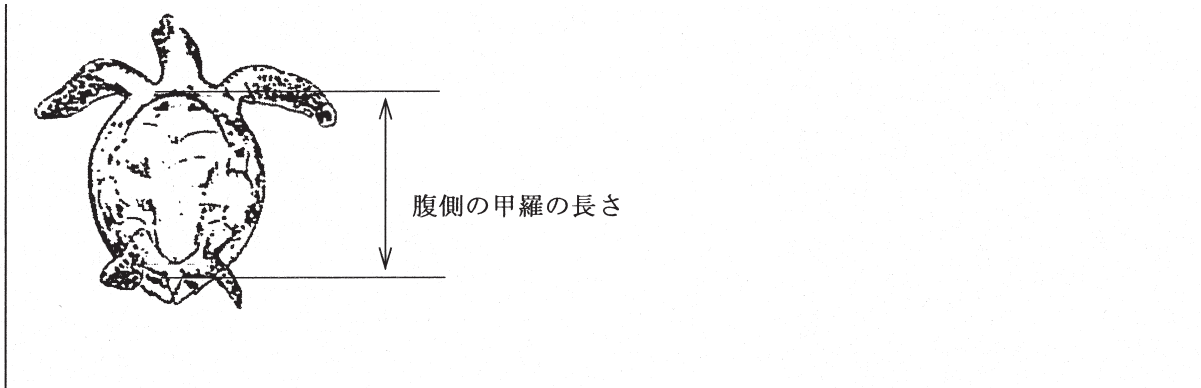
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）（                                   ）

採捕日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	販売先	金額
月 日		cm	kg			円

漁業者が提出する報告書は、ウミガメ漁業の実態を知る資料となります。

次の点に注意して記入して下さい。

- ① 大きさ欄には、腹側の甲羅の長さを記載すること。
- ② 用途欄には、試験研究、食用、はく製、展示などと記入すること。
- ③ 販売先欄には販売先の名称（漁協名、料理店名、施設名）を記入すること。
- ④ 承認期間中、合計2頭以上の展示用販売を行う場合は、動物取扱業登録証の写しを添付すること。



正                      誤

平成25年3月31日付け公報号外第17号掲載の「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（沖縄県規則第58号）」中次のとおり誤り。

頁	行	誤	正
109	下から1	第7章 共同生活介護（第27条—第31条）	第7章 共同生活介護（第27条—第31条） 第8章 自立訓練（機能訓練）（第32条—第37条）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---